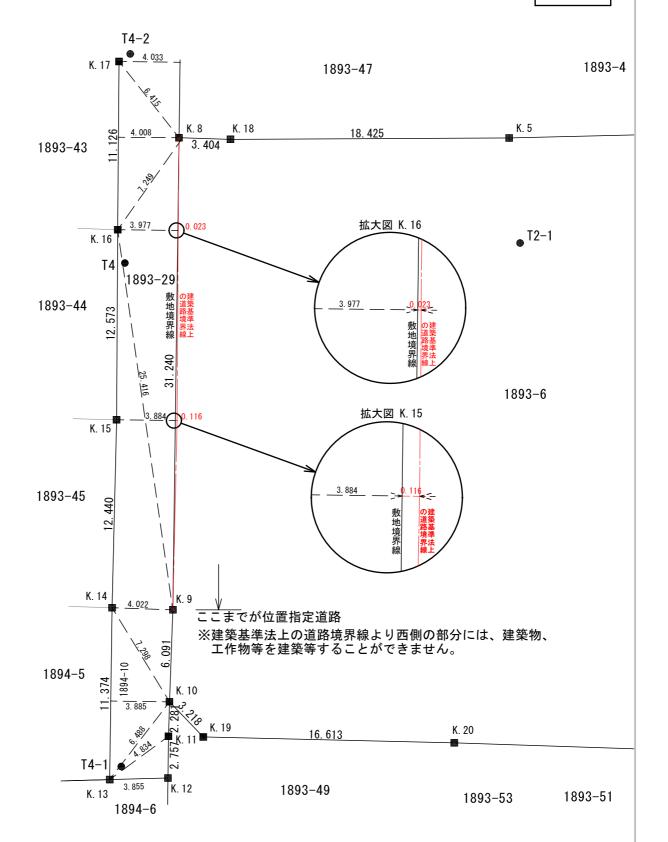
ては購入者が東京電力と協議してください。 隣接地からの越境物及び隣接地への越境物があり、確認書を取り交わして すので、その内容を引き継いでいただきます。 この場所は埋蔵文化財包蔵地「北原遺跡」に該当していますので、文化財保 第93条に基づく届出が必要です。事前に市文化課にお問い合わせください。 木物件西側の道路は、建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指		最低売却価格 (予定価格)	10	号	番	件	物	
接面道路等の 市道22182号線 幅員7m、西側道路 幅員4m 建築基準法第42条第1項第1号道路、第42条第1項第5号道路 都市計画区域 市街化区域 用 途 地 域 第一種低層住居専用地域	6、1893番5	水代字北原1893番6、	木市大平町西水	地 栃	Ē	右	所	
幅員及び構造 建築基準法第42条第1項第1号道路、第42条第1項第5号道路 都市計画区域 市街化区域 用 途 地 域 第一種低層住居専用地域 建 蔽 率 40% 容 積 率 60% 防 火 地 域 等 — その他の制限 — 供 給 処 理 電 気 可能 ガ ス 無 施 設 の 状 況 上 水 道 可能(宅地内引込要) 下 水 道 可能(汚水桝設 道 路 国道50号線 約2.3km 自動車約5分 鉄 道 東武日光線 新大平下駅 約3.0km 自動車約8分 が 大平南小学校 約0.8km 徒歩約10分 大平南小学校 約0.8km 徒歩約4分 オハン NEW 大平店 約0.3km 徒歩約4分 ヤオハン NEW 大平店 約0.3km 徒歩約4分 では購入者が東京電力と協議してください。 隣接地からの越境物及び隣接地への越境物があり、確認書を取り交わしてすので、その内容を引き継いでいただきます。 この場所は埋蔵文化財包蔵地「北原遺跡」に該当していますので、文化財份第93条に基づく届出が必要です。事前に市文化課にお問い合わせください。 大物供西側の道路は 建築其準注等42条第1項第5号に担宅する位置指	1, 511.	. 37 ㎡ 実測	·簿 1, 511.	積公			面	
お市計画区域   市街化区域   お市計画区域   市街化区域   用 途 地 域   第一種低層住居専用地域   一	路 幅員4m	· 幅員7m、西側道路	道22182号線	の市	路等	面道	接间	
法令等に基づく   用 途 地 域 第一種低層住居専用地域   建 廠 率 40% 容 積 率 60%   防 火 地 域 等	建築基準法第42条第1項第1号道路、第42条第1項第5号道路					員及	幅」	
建	区域 市街化区域							
(円)   (	用 途 地 域 第一種低層住居専用地域						法令等に基づ	
供給処理電気可能ガス無施設の状況上水道可能(宅地内引込要)下水道可能(汚水桝設 道路国道50号線約2.3km自動車約5分鉄 道東武日光線新大平下駅約3.0km自動車約8分 が 大平南小学校 約0.8km 徒歩約10分 が 大平南小学校 約0.3km 徒歩約4分 が オハン NEW 大平店 約1.2km自動車約3分 本物件の敷地内に存在する電柱(NTT柱:水代幹右2/左7/36)の移設にては購入者が東京電力と協議してください。 隣接地からの越境物及び隣接地への越境物があり、確認書を取り交わしてすので、その内容を引き継いでいただきます。 この場所は埋蔵文化財包蔵地「北原遺跡」に該当していますので、文化財債第93条に基づく届出が必要です。事前に市文化課にお問い合わせください。 大物件の関の道路は、建築基準法等42条第1項第5号に規定する位置場	容積	40%	磁 率	限建	•			
施設の状況 上 水 道 可能(宅地内引込要) 下 水 道 可能(汚水桝設 道 路 国道50号線 約2.3km 自動車約5分 鉄 道 東武日光線 新大平下駅 約3.0km 自動車約8分	その他	_	下火 地 域 等	防				
文 通 機 関	ガ	可能	気	理電	処	給	供	
交 通 機 関 鉄 道 東武日光線 新大平下駅 約3.0km 自動車約8分	要)下  水	可能(宅地内引込要)	. 水 道 7	況 上	り状	設 σ.	施	
鉄 道 東武日光線 新大平下駅 約3.0km 自動車約8分			۱ <del>۷</del>	_				
公 共 施 設       大平南小学校       約0.8km 徒歩約10分         商 業 施 設       とりせん大平店       約0.3km 徒歩約4分         ヤオハン NEW 大平店       約1.2km 自動車約3分         本物件の敷地内に存在する電柱(NTT 柱:水代幹右 2/左 7/36)の移設にては購入者が東京電力と協議してください。 隣接地からの越境物及び隣接地への越境物があり、確認書を取り交わしてすので、その内容を引き継いでいただきます。 この場所は埋蔵文化財包蔵地「北原遺跡」に該当していますので、文化財役第93条に基づく届出が必要です。事前に市文化課にお問い合わせください。         本物件面側の道路は、建築其準法第42条第1項第5号に規定する位置指	大平下駅 約3	東武日光線 新大平	道	) 数	機	通	交 通	
大平南小学校 約0.8km 徒歩約10分 とりせん大平店 約0.3km 徒歩約4分 初1.2km 自動車約3分 本物件の敷地内に存在する電柱(NTT 柱:水代幹右 2/左 7/36)の移設にては購入者が東京電力と協議してください。 隣接地からの越境物及び隣接地への越境物があり、確認書を取り交わしてすので、その内容を引き継いでいただきます。 この場所は埋蔵文化財包蔵地「北原遺跡」に該当していますので、文化財役第93条に基づく届出が必要です。事前に市文化課にお問い合わせください。 木物件亜側の道路は、建築其準法第42条第1項第5号に規定する位置指	総合支所 約2. 7km 自動車約6分				16			
商業施設 ヤオハン NEW 大平店 約1.2km 自動車約3分 本物件の敷地内に存在する電柱(NTT 柱:水代幹右 2/左 7/36)の移設にては購入者が東京電力と協議してください。 隣接地からの越境物及び隣接地への越境物があり、確認書を取り交わしてすので、その内容を引き継いでいただきます。 この場所は埋蔵文化財包蔵地「北原遺跡」に該当していますので、文化財役第93条に基づく届出が必要です。事前に市文化課にお問い合わせください。 本物件再側の道路は、建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指	8km 徒歩	約0.8	:平南小学校		肔	共	公	
ヤオハン NEW 大平店 約1.2km 自動車約3分 本物件の敷地内に存在する電柱(NTT 柱:水代幹右 2/左 7/36)の移設にては購入者が東京電力と協議してください。 隣接地からの越境物及び隣接地への越境物があり、確認書を取り交わしてすので、その内容を引き継いでいただきます。 この場所は埋蔵文化財包蔵地「北原遺跡」に該当していますので、文化財役第93条に基づく届出が必要です。事前に市文化課にお問い合わせください。 木物件西側の道路は、建築其準法第42条第1項第5号に規定する位置指	3km 徒歩	約0.3	りせん大平店		<b>.</b>	अध	<del></del>	
ては購入者が東京電力と協議してください。 隣接地からの越境物及び隣接地への越境物があり、確認書を取り交わして すので、その内容を引き継いでいただきます。 この場所は埋蔵文化財包蔵地「北原遺跡」に該当していますので、文化財保 第93条に基づく届出が必要です。事前に市文化課にお問い合わせください。 木物件西側の道路は、建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指	2km 自動	平店 約1.2	オハン NEW 大平	設ヤ	肔	耒	冏	
特 記 事 頃 であり、幅員は4mなくてはならないところ、実際の当該道路は、一部が4m未 も狭い部分で3.884m)(別図参照)となっています。 建築物等の建築計画の作成に当たっては、4mの道路幅員を確保する必要 ります。具体的には、道路幅員の確保のため、建築基準法上の道路境界線よ	隣接地からの越境物及び隣接地への越境物があり、確認書を取り交わしておりますので、その内容を引き継いでいただきます。 この場所は埋蔵文化財包蔵地「北原遺跡」に該当していますので、文化財保護法第93条に基づく届出が必要です。事前に市文化課にお問い合わせください。 本物件西側の道路は、建築基準法第42条第1項第5号に規定する位置指定道路であり、幅員は4mなくてはならないところ、実際の当該道路は、一部が4m未満(最も狭い部分で3.884m)(別図参照)となっています。 建築物等の建築計画の作成に当たっては、4mの道路幅員を確保する必要があります。具体的には、道路幅員の確保のため、建築基準法上の道路境界線より西側の部分には建築物、工作物等を建築等することができないなど、土地利用に一部制限があります。					記	特	

写真





## 別図



S=1:250 (拡大図S=1:25)